

東浦町地震災害警戒本部要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町地震災害警戒本部条例（平成14年条例第20号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、東浦町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(地震災害警戒副本部長)

第2条 地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）は、副町長及び教育長をもって充てる。

2 条例第3条第3項の規定により副本部長が地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）の職務を代理する場合において、その職務を代理する順序は、副町長、教育長とする。

(地震災害警戒本部員)

第3条 条例第4条に規定する地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）は、別表1のとおりとする。

2 東浦町職員以外の本部員は、それぞれの所属する機関と警戒本部との総合調整を行うものとする。

(本部職員)

第4条 条例第5条に規定する本部職員は、次条の各班に所属する職員とする。

(部等)

第5条 条例第6条第1項の規定により別表2の部欄に掲げる部を置く。

2 条例第6条第3項の規定による本部員は、それぞれ別表2の部長欄に掲げる職員をもって充てる。

3 第1項の部に別表2の班欄に掲げる班を置き、それぞれ所掌事務欄に掲げる事務を分掌させる。

4 前項の班に班長を置き、それぞれ別表2の班長欄に掲げる職員をもって充てる。

(警戒本部の開設準備、開設及び廃止)

第6条 本部長は、南海トラフ地震臨時情報が発表された段階から、本部員及び本部職員を招集し、警戒本部の開設準備を行う。

2 本部長は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第9条第1項の警戒宣言が発せられたときは、警戒本部を設置する。

3 警戒本部は、原則として東浦町役場内に設置し、「東浦町地震災害警戒本部」の表示をする。

4 本部長は、当該警戒宣言に係る地震災害に関し、東浦町災害対策本部が設置されたとき又は法第9条第3項の警戒解除宣言があったときは警戒本部を廃止する。

5 本部長は、警戒本部を開設し、又は廃止したときは、その旨を直ちに関係機関に通知する。

(本部員会議)

第7条 本部長は、地震防災応急対策について協議するため、必要に応じて本部員会

議を招集する。

2 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

3 本部員は、それぞれの所掌事務に関する地震防災応急対策の実施状況について、本部員会議に報告しなければならない。

(本部事務局)

第8条 警戒本部に本部事務局を置く。

2 本部事務局は、次の各号に掲げる事務を行う。

(1) 地震防災応急対策等に関し、警戒本部と関係機関との連絡調整に関すること。

(2) 本部員会議に関すること。

3 本部事務局職員は、災害対策本部に関する事務を所掌する課（以下この条において「担当課」という。）の職員をもって充てる。

4 本部事務局に事務局長を置き、担当課の長をもって充てる。

5 事務局長は、事務局の事務を統括する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

東浦町地震災害警戒本部員

東浦町地震災害警戒本部条例の区分	機関	職
第 4 条第 1 項第 1 号	愛知県半田警察署	警備課長
第 4 条第 1 項第 2 号	東浦町消防団	消防団長
第 4 条第 1 項第 3 号	知多中部広域事務組合	東浦支署長
第 4 条第 1 項第 4 号	東浦町	東浦町部制条例（昭和 56 年東浦町条例第 2 号）第 1 条に規定する部の長及びこれらに相当する者
第 4 条第 1 項第 5 号 （指定公共機関）	中部電力パワーグリッド株式会社 東邦ガスネットワーク株式会社 東海旅客鉄道株式会社	半田支社長 東海事業所長 大府駅長
（指定地方公共機関）	愛知県道路公社	理事長
第 4 条第 1 項第 6 号	東浦町議会 知多郡医師会東浦支部 東浦町商工会 東浦町赤十字奉仕団 知多乗合株式会社 大興タクシー株式会社	議長 支部で選任された医師 事務局長 委員長 事業部次長 取締役営業部長

別表 2（第 5 条関係）

東浦町地震災害警戒本部の編成及び所掌事務

部 名 等	班 名 等	所 掌 事 務
総務部 部長 総務部長	本部班 (防災課) 班長 防災課長	1 警戒本部の庶務に関する事。 2 南海トラフ地震に関連する情報等の受信、伝達等に関する事。 3 防災無線の運用に関する事。 4 職員の非常招集に関する事。 5 本部、各部及び支部との連絡調整に関する事。 6 自主防災組織との連絡調整に関する事。 7 その他、他班の所管に属さない事。
	行政班 (行政課) 班長 行政課長	1 警戒本部の記録に関する事。 2 庁舎の応急対策に関する事。 3 防災資機材、り災者等の輸送計画に関する事。 4 町有車輛の運行管理に関する事。 5 被害状況の収集及び報告の準備に関する事。 6 町有財産の被災調査の準備に関する事。
	住民班 (住民課) 班長 住民課長	1 行方不明者及び死亡者の身元確認、収容準備に関する事。 2 他部班の応援協力に関する事。
	被害調査班 (税務課) 班長 税務課長	1 り災証明の準備に関する事。 2 被害調査の準備に関する事。 3 り災者の税の減免等の準備に関する事。 4 他部班の応援協力に関する事。
	総務協力班 (会計課、監査委員事務局)	他部班の応援協力に関する事。
政策企画部 部長 政策企画部長	広報・渉外班 (政策課、D X 課、人事課) 班長 政策課長	1 住民に対する避難の情報等の広報に関する事。 2 各報道機関その他関係機関に対する警戒情報等の発表及び情報の提供に関する事。 3 本部長及び副本部長の秘書に関する事。 4 職員の公務災害に関する事。

		5 他部班の応援協力に関する事。
	財政班 (財政経営課) 班長 財政経営課長	1 応急対策及び復旧対策に係る財政措置その他予算に関する事。 2 他部班の応援協力に関する事。
ふくし文化部 部長 ふくし文化部 長	福祉・物資班 (ふくし課、障がい福祉課、保険医療課) 班長 ふくし課長	1 救助物資の準備に関する事。 2 福祉避難所の開設の準備に関する事。 3 要配慮者の支援に関する事。 4 在宅老人等に関する事。 5 東浦町赤十字奉仕団への協力要請に関する事。 6 所管する施設の応急対策に関する事。
地域創造部 部長 地域創造部長	避難所班 (住民自治課、学び支援課、保育園、教育課、学校班) 班長 住民自治課長	1 避難所の開設の準備に関する事。 2 所管する施設の応急対策に関する事。 3 避難者の情報及び確認に関する事。 4 炊き出し米等の確保に関する事。 5 外国人支援に関する事。 6 他部班の応援協力に関する事。
	環境班 (環境課) 班長 環境課長	1 ごみ等(災害廃棄物及びし尿を含む。)の処理計画に関する事。 2 所管する施設の応急対策に関する事。
	商工農政班 (商工農政課) 班長 商工農政課長	1 農業協同組合等関係団体との連絡調整に関する事。 2 救助物資の調達準備に関する事。 3 商工会等関係団体との連絡調整に関する事。 4 他部班の応援協力に関する事。
	地域創造協力班 (観光交流課) 班長 観光交流課長	他部班の応援協力に関する事。
まちづくり部 部長 まちづくり部	都市デザイン班 (都市デザイン課)	他部班の応援協力に関する事。

長	班長 都市デザイン課長	
	建築施設班 (建築施設課) 班長 建築施設課長	1 応急危険度判定に関する事。 2 町営住宅の応急対策に関する事。 3 他部班の応援協力に関する事。
	都市整備班 (都市整備課) 班長 都市整備課長	1 所管する施設(公園等)の応急対策に関する事。 2 公共交通の応急対応に関する事。 3 他部班の応援協力に関する事。
インフラ整備部 部長 インフラ整備部長	土木班 (建設企画課、土木管理課) 班長 土木管理課長	1 水防に関する事。 2 樋門操作に関する事。 3 所管する施設(道路、橋りょう、河川等)の応急対策に関する事。 4 急傾斜地崩壊及び山腹崩壊の危険区域並びに砂防指定地域の防災に関する事。 5 緊急輸送道路の確保に関する事。 6 所管する施設(排水機、ため池等)の応急対策に関する事。
	水道班 (水道サービス課、水循環管理課) 班長 水循環管理課長	1 飲料水の供給準備に関する事。 2 水道施設及び下水道施設の応急対策に関する事。 3 他部班の応援協力に関する事。
こども未来部 部長 こども未来部長	教育・給食班 (教育課) 班長 教育課長	1 学校との連絡調整に関する事。 2 所管(学校施設等)する施設の応急対策に関する事。 3 り災した児童及び生徒に対する学用品等の調達及び給与の準備に関する事。 4 応急給食の準備に関する事。 5 他部班の応援協力に関する事。
	学校班 (各小中学校)	避難所班の応援協力に関する事。
	子育て支援班 (子育て支援課) 班長	1 保育園との連絡調整に関する事。 2 所管(保育施設等)する施設の応急対策に関する事。

	子育て支援課長	3 他部班の応援協力に関すること。
	救護防疫班 (健康課) 班長 健康課長	1 病気予防のための衛生対策に関すること。 2 医療及び助産に関すること。 3 医薬品及び衛生資材の準備に関すること。 4 所管する施設の応急対策に関すること。
議会事務局 部長 議会事務局長	議会事務班 (議会事務局)	議会との連絡調整に関すること。
消防部 部長 消防団長	消防班 (消防団) 班長 副団長	1 防災応急措置に関すること。 2 住民に対する予警報、避難の情報等の伝達に関すること。 3 避難誘導に関すること。
支 部	各支部	1 本部との連絡調整に関すること。 2 本部支部相互の情報伝達に関すること。 3 支部地区内の状況把握に関すること。 4 自主防災会を統括すること。
半田消防署東 浦支署・東浦西 部出張所		1 本部との連絡調整に関すること。 2 災害応急対策活動に関すること。
東浦町社会福 祉協議会		災害救援ボランティア支援本部の準備及び 運営に関すること。

注 所掌事務については、状況に応じ他班への応援協力を行うものとする。